

政令市・特別区	市 20万人以上	市 10万人以上	市 10万人未満	町村	40%以上	35～40% 未満	30～35% 未満	25～30% 未満	20～25% 未満	20%未満
人 口					高齢化率（65歳以上人口割合）					

自治体名	滋賀県彦根市	区分	単独・委託（社協）
キーワード	既存組織の活用、上位計画を利用した調査・計画策定、対象別の広報		

介護保険事業計画と合わせたニーズ調査の実施

I. 概 要

1. 自治体概要

人 口	112,883人
面 積	196.87km ²
高齢化率	24.7%
地域包括支援センター	6か所
日常生活自立支援事業利用者数	79人
障害者相談支援事業所	10か所
療育手帳所持者数	1,233人
精神障害者保健福祉手帳取得者数	955人

（2018年度末時点、日常生活自立支援事業利用者数は2018（H30）年度実績）



2. 成年後見制度の関連状況

①成年後見制度利用者数

利用者数 (合計)	後見	保佐	補助	任意後見
256人	210人	36人	10人	—

（2019年9月末時点、大津家庭裁判所彦根支部管内数）

②市長申立て件数

年 度	2016年	2017年	2018年	2019年 (8月末時点)
件 数	7件	12件	12件	4件
内 高 齢 者	6件	0件	9件	3件
障 害 者	1件	12件	3件	1件

③市民後見人養成状況等

養成者数 (累計)	後見受任者数	法人後見 支援員 (実働数)	日常生活自立支援 事業生活支援員 (実働数)
—	—	—	—

（2018（H30）年度末時点）

3. 事例のポイント

▶市の介護保険事業計画に相乗りし、

ニーズ調査を実施

市が「第8期彦根市高齢者保健福祉計画・介護保険事業計画」を策定するため、市内の高齢者約4000名に対するアンケート調査を実施する機会をとらえ、同時に成年後見制度に関する調査を実施。成年後見制度利用促進基本計画は令和2年度に法定計画等に盛り込む予定。

▶成年後見制度認知度の改善にむけた

広報・啓発の取組

成年後見制度の認知度が約20%という状況の中、どのようなときに制度利用を検討いただくか、ケアマネ向け、包括向け、市民向け、民生委員向け等、対象をしばった研修を展開。

既存機関の活用	計画の策定
条例の制定	取組 定住自立圏域
支援検討	アセスメント・ 窓口周知
調整	他制度との連携
市町村長申立	相談受付の工夫
市民後見人養成	受任調整会議
法人後見	推薦 後見人候補者
活用	親族申立の 相談・支援
補助・保佐の	親族後見人支援
任意後見制度	モニタリング・ バックアップ
個人情報の 取り扱い	意思決定支援
連携	協議体、合議体 の設置
当事者団体との 連携	家裁との連携
不正防止（効果）	専門職団体との 連携

Ⅱ. 中核機関立上げのプロセス

時 期	概 要
2015（H27）年	市が彦根市権利擁護サポートセンターを整備。 Point 1
2018（H30）年	社協が彦根市権利擁護サポートセンターを受託。
2019（R1）年	「第8期彦根市高齢者保健福祉計画・介護保険事業計画」を策定する機会に、成年後見制度に関する調査を実施。 Point 2
2020（R2）年	成年後見制度利用促進基本計画を法定計画に包含する形態で策定予定。



POINT

Point 1

権利擁護に係る相談件数が増加傾向にあるなか、専門の相談機関である権利擁護サポートセンターの設置については担当課内で以前から検討されていました。支援者に対して実施したアンケート調査においても「成年後見に係る専門機関は必要である」との回答が8割以上あり、滋賀県内で湖東圏域については権利擁護専門の相談機関が無かったことから、2015（H27）年に、彦根市ではじめて権利擁護サポートセンターを設置しました。運営形態は当初から委託の形をとっており、2018（H30）年度からは、彦根市社会福祉協議会にセンター運営を委託しています。

Point 2

市が委託する権利擁護サポートセンターにおいて、成年後見制度に関する広報・啓発活動や、相談対応、後見申立支援、地域の権利擁護支援の担

い手の養成等、すでに中核機関が担うべきとされる機能は一定有しています。

今後成年後見制度利用促進基本計画の策定時に行うニーズ調査に基づき、中核機関としての支援機能をさらに展開していけるよう、検討を行う予定です。

自治体と権利擁護サポートセンターの連携・分担はどのようにされていますか？

権利擁護サポートセンターでは、広報・啓発、権利擁護に関する相談の解決支援、成年後見制度の利用支援等を担っています。

行政は、主に市長申立てに関すること、利用支援事業に関すること、成年後見制度利用促進計画の策定に関すること等を行います。

なお、対応が困難なケースについても共に動くことがあります。



Ⅲ. 彦根市における体制の特徴について

1. 中核機関の体制

現体制は、2018（H30）年度から、社協への委託で権利擁護サポートセンターを整備しています。

担当者は、市社協の職員3名（うち2名が社会福祉士、精神保健福祉士）です。

彦根市権利擁護サポートセンターでは、主に以下の事業を実施しています。

・権利擁護に関する相談の解決支援

専門職・関係団体と協力し、虐待や消費者被害、成年後見など権利擁護に関する相談の解決を支援。

・成年後見制度の利用支援

成年後見制度に関する相談対応、必要に応

じ、家庭裁判所に提出する申立て書類の作成をサポート。

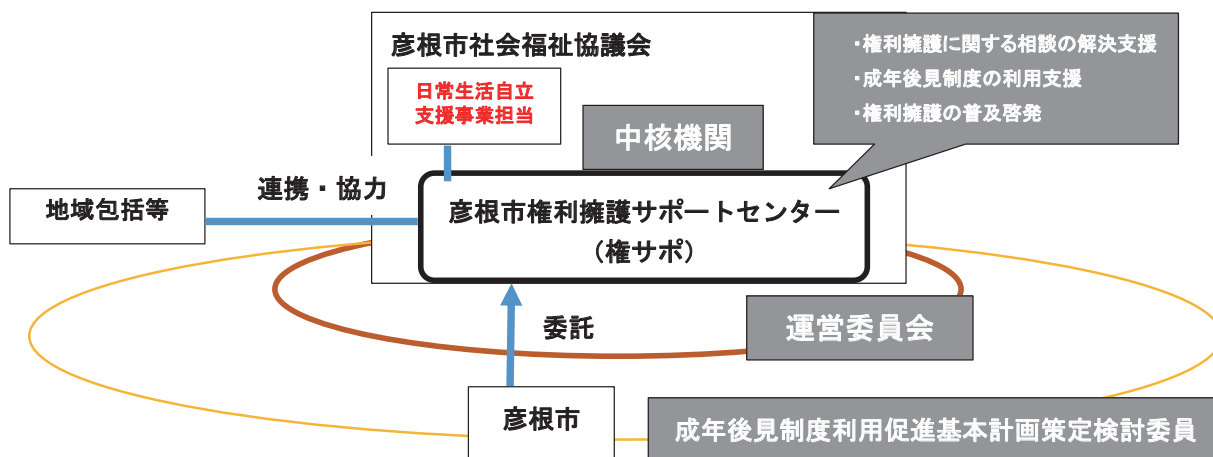
・権利擁護の普及・啓発

権利擁護に関する出前講座の実施、パンフレットの作成・配布。

センターの運営委員会には、専門職団体、行政職員等が委員となっています。

新たに市が立ち上げた成年後見制度利用促進基本計画策定検討委員会にも、運営委員会に関わる専門職が委員として参加するとともに、高齢者、障害者関係団体が参加、ニーズ調査や計画策定のプロセスについて検討を行っています。

彦根市権利擁護サポートセンター体制図



2. 市の介護保険事業計画策定の機会に合わせて、ニーズ調査を実施

彦根市では2020（R2）年度に、「第8期彦根市高齢者保健福祉計画・介護保険事業計画」を策定することが予定されており、2019（R1）年度に市内の高齢者約4000名に対するアンケート調査を実施することになりました。市の介護福祉課では、この機会に合わせて、同計画の調査時に、成年後

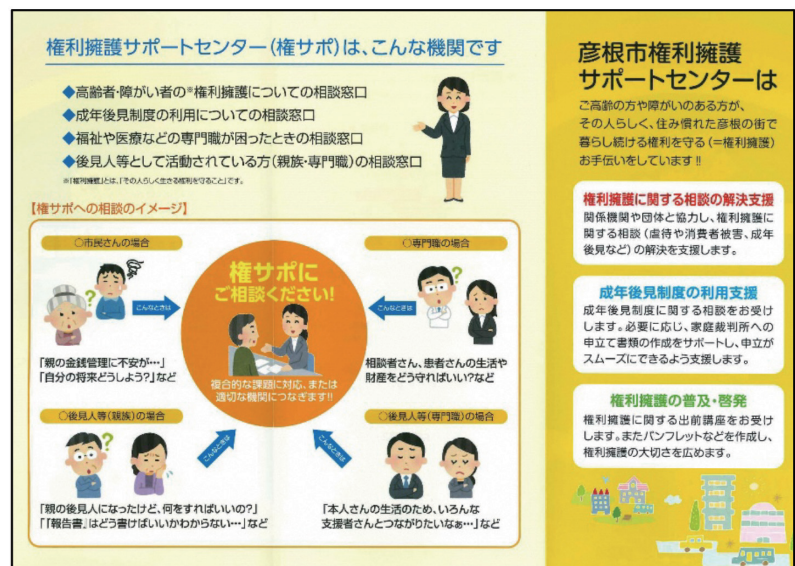
見制度に関するニーズ調査を実施しました。

2020（R2）年度に策定する成年後見制度利用促進基本計画は、法定計画である「第8期彦根市高齢者保健福祉計画・介護保険事業計画」、「第4期彦根市障害者計画」、「第6期彦根市障害福祉計画」等に反映する予定です。

3. 低い制度認知度の改善にむけた広報・啓発の取組

過去のアンケート調査において、市民における成年後見制度の認知度は約20%という状況でした。

まずは「どのようなときに権利擁護サポートセンターに相談いただくか」「成年後見制度の利用を検討いただくか」、という観点での広報・啓発の取組に重点を置き、ケアマネ向け、包括向け、市民向け、民生委員向け等対象別の研修を展開しています。



権利擁護サポートセンター(権サポ)は、こんな機関です

- ◆高齢者・障がい者の権利擁護についての相談窓口
- ◆成年後見制度の利用についての相談窓口
- ◆福祉や医療などの専門職が困ったときの相談窓口
- ◆後見人等として活動されている方(親族・専門職)の相談窓口

※「専門職」とは、「その人が人らしく生活する権利を守ること」です。

【権サポへの相談のイメージ】

〇市民さんの場合
「親の金銭管理に不安が…」
「自分の将来どうしよう?」など

〇専門職の場合
相談者さん、患者さんの生活や財産をどう守ればよい? など

〇後見人等(親族)の場合
「親の後見人になったけど、何をすればいいの?」
「報告書」はどう書けばいいかわからない…」など

〇後見人等(専門職)の場合
「本人さんの生活のため、いろんな支援者さんとながりたいなあ…」など

彦根市権利擁護サポートセンターは
ご高齢の方や障がいのある方が、その人らしく、住み慣れた彦根の街で暮らし続ける権利を守る(=権利擁護)お手伝いをしています!!

権利擁護に関する相談の解決支援
関係機関や団体と協力し、権利擁護に関する相談(虐待や消費者被害、成年後見など)の解決を支援します。

成年後見制度の利用支援
成年後見制度に関する相談をお受けします。必要に応じ、家庭裁判所への申立て書類の作成をサポートし、申立がスムーズにできるよう支援します。

権利擁護の普及・啓発
権利擁護に関する出前講座をお受けします。またパンフレットなどを作成し、権利擁護の大切さを広めます。

担当者より

成年後見制度の利用に向けて関わる関係者は、地域に数多くおられます。まずはいろいろな関係者と話をしていくことが大切だと思います。成年後見制度利用促進に向けた各種手引きの事例やポイント等も参考になりますが、関係者と話をする中で「ハッ」と気づくことが多々ありました。

これから、ニーズ調査からどのような課題があるのか把握をして、関係機関と連携をとりながら計画策定に取り組んでいきたいと思っています。



■参考URL 連絡先

彦根市保健福祉部介護福祉課
TEL：0749-23-9660

彦根市社会福祉協議会
彦根市権利擁護サポートセンター
TEL：0749-22-2855